

船舶事故調査報告書

平成28年9月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年6月17日 10時30分ごろ
発生場所	長崎県雲仙市国埼西方沖 <small>しまばら</small> 島原国埼灯台から真方位284° 210m付近 （概位 北緯32° 41.4′ 東経130° 07.5′）
事故の概要	漁船三捷丸は、北北東進中、また、プレジャーボート清栄丸は、漂泊中、両船が衝突した。 三捷丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年6月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 三捷丸、7.3トン KM2-3724（漁船登録番号）、個人所有 11.26m (Lr) × 3.07m × 1.24m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和62年2月28日 B プレジャーボート 清栄丸、5トン未満 292-35526長崎、個人所有 4.31m (Lr) × 1.49m × 0.64m、FRP ガソリン機関、18kW、平成4年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月22日 免許証交付日 平成26年10月10日 （平成32年9月26日まで有効） B 船長B 男性 71歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年5月30日 免許証交付日 平成27年6月1日 （平成33年5月29日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B なし

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、たい延縄漁の目的で、熊本県上天草市大矢野島を出発して雲仙市小浜港沖の漁場に向かった。</p> <p>A船は、長崎県南島原市沖の舵掛瀬付近で変針した際、船長Aが船首方を見たところ、右舷船首約5°の雲仙市沖の神ノ瀬西方沖に1隻の釣り船を認めたので、同船に注意しながら約6ノットの対地速力で北北東進した。</p> <p>船長Aは、神ノ瀬沖で注意を向けていた釣り船がA船の船首方を左方から右方に横切って行ったので、船首方に他船はいないと思い、操舵室を離れ、前部甲板の魚倉から餌を取って後部甲板の右舷側付近へ行き、船尾方を向いて台に腰を掛け、漁の準備を始めた。</p> <p>A船は、平成28年6月17日10時30分ごろ国埼西方沖で、船長Aが、A船の右舷側を接触しながら後方に離れて行くB船を認め、A船がB船に衝突したことに気付いたが、B船が大丈夫そうであったので、謝る意図で右手を上げた後、漁場に向けて航行を続けた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、あらかぶ釣りの目的で、雲仙市南串山町甲板引付近の船溜りを出発して国埼西方沖に向かった。</p> <p>B船は、国埼西方沖で機関を停止し、風潮流によって北東方へ圧流されながら、時折、機関を使用して潮上りする流し釣りを行った。</p> <p>船長Bは、潮上りの際、神ノ瀬西方沖に1隻の釣り船を認めたほかに他船を見なかったため、B船に接近して来る他船はいないと思い、元の場所に戻った後、船首を北北西に向けた状態で、右舷船尾付近の船倉上に腰を掛け、右舷側に出した釣りざおを見ながら釣りを続けた。</p> <p>B船は、釣りを開始してから約7分後、突然、左舷船首方が持ち上がるように揺れたので、船長Bが左舷船首方を見ると、A船の右舷船首部がB船の左舷船首部に衝突していた。</p> <p>船長Bは、A船がそのまま航行していったので、A船を追い掛けてA船に止まるように言ったが、A船が速力を落としたものの止まらなかったため、船名等を控えて引き返し、118番通報した。</p> <p>A船は、B船が追い掛けて来たので機関を中立運転としたが、B船がすぐに引き返して行ったので、そのまま漁場に向かった。</p> <p>A船は、操業中、訪れた巡視船の指示で雲仙市赤間漁港に回航して事情聴取を受けた後、帰港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、船首部にオーニングを備えていたが、操舵室から船首方を見通すことができた。</p> <p>A船のレーダーは、壊れていたため使用できなかった。</p>

	<p>船長Aは、B船が追い掛けて来た際、船長Bが何か言っているようであったが、機関音で聞き取れなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、国埼西方沖を北北東進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、漁の準備をしていて見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、神ノ瀬西方沖の釣り船に注意を向けていたことから、B船を見落とした可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、国埼西方沖で船首を北北西に向けて漂泊中、船長Bが、接近してくる他船はいないものと思い、釣りをしていて見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、国埼西方沖において、A船が北北東進中、B船が漂泊中、船長Aが前路に他船はいないものと思い、また、船長Bが接近してくる他船はいないものと思い、共に見張りを行っていなかったため、互いに相手船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 衝突した際には、互いに人命、被害等の確認を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

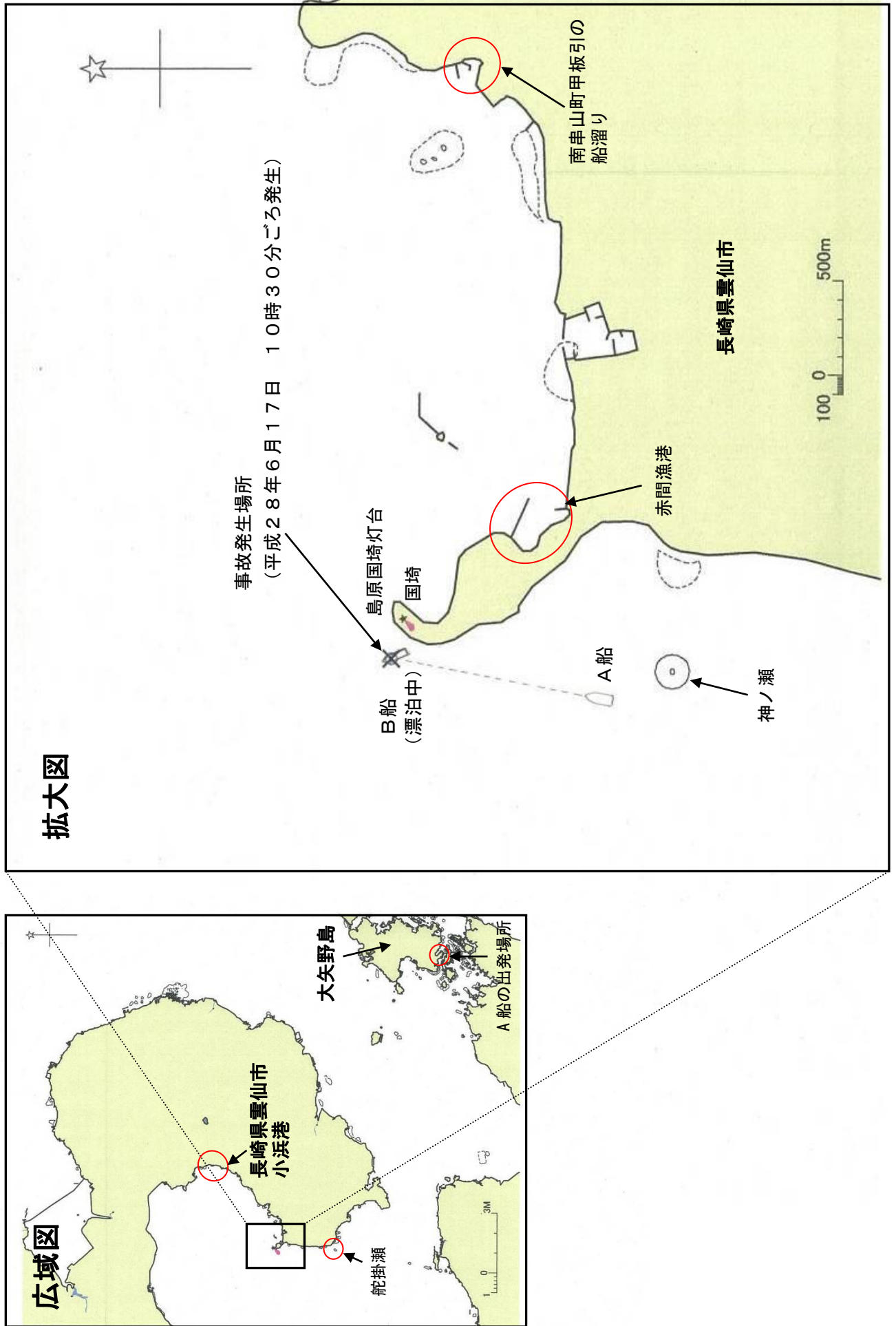


写真1 A船の損傷状況



損傷箇所

写真2 B船の状況



A船と衝突した箇所